

港区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、乳児等通園支援の利用定員を定めようとするときに区長に意見を述べることを港区子ども・子育て会議の所掌事項とするものです。

【法改正の背景】

子ども・子育て支援法が改正され、認可を受けた乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付費の支給対象であることを区市町村長が確認する際において、区市町村長が乳児等通園支援の利用定員を定めるときは、子ども・子育て会議などへの意見聴取を行うことが義務付けられました。

【条例改正の内容】

港区子ども・子育て会議の所掌事項に、乳児等通園支援事業等の利用定員を定めようとするときに区長に意見を述べることを追加します。

【施行期日】

令和7年4月1日